

平成 25 年度芽室町農業振興施策に関する建議

芽室町の農業は、恵まれた自然条件を活かし、先人のたゆまぬ努力によって、優良農畜産物の総合的な食料生産基地として、重要な役割を果たしてきており、本町の基幹産業と位置付けられています。

しかし、数年前からの世界的な不況は、様々な分野で深刻な影響を及ぼし、いまだ先行きが不透明な中、現政権は、TPP交渉を表明し、一番大きな影響を受けるであろう農業に対し、必要な対策も打ち出していない状況であります。

将来の食料自給率目標を 50%と大幅に引き上げながら、相反する貿易の自由化政策は、農村崩壊、延いては地域崩壊も起こしかねない大きな問題といえます。

今までのEPA・FTAを中心とした、農業に与える影響を最小限にしながらの協定推進から、経済理論だけを振りかざした政策は到底容認できるものではなく、何としても参加を阻止しなければなりません。

このような情勢を踏まえ、芽室農業の将来を見据え、農業者が希望と誇りをもって農業に取り組み、そして、次の世代に安心して受け継がれるようにすることが、農業委員会の重要な責務であることから、その施策を提言していくものであります。

第 1 に、地域農業を支えていく意欲ある担い手が育たなければ、農村社会の崩壊につながることから、これまで以上に集中した後継者対策が必要であり、そのためにも経営の安定化を図るうえで、高品質農畜産物や規模拡大に向けた生産基盤の整備は特に重要となります。

第 2 に、自然環境を含めた農村社会を守っていくには、既存農家だけでなく離農者等も含めた協力体制を築かなければなりません。また、今後懸念される遊休地対策において、地域への手厚い対策や有効活用も必要となります。

第 3 に、消費者である都市住民にとって、「食の安全・安心」は重要なテーマであり、相互の理解と認識を深めるため、体験等の様々な交流や学校給食による食育を促進するほか、販路拡大に向けた情報の発信と消費者ニーズへの対応が不可欠となります。

さらに、農地法等の改正に伴い、農業委員会の担う役割が一層重要となり、

また、平成 26 年の農業委員改選時より委員定数減を推考した業務執行体制を現在実施している状況であります。

当農業委員会は、農業者の代表機関として、厳正なる所掌事務の執行と担い手対策や農地の流動化等の実践活動を積極的に推進してまいりますので、町におかれましても、農業・農村の振興のための各種施策を推進されますとともに、国及び道に対する要望・要請事項につきましても特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項の規定に基づき建議いたします。

1 未来を見据えた担い手の育成

(1) 農業後継者に対する支援の充実

将来にわたり地域を支え、要となる中心的な経営体を確保育成するため、既存農家を中心とする後継者に対し、重点的かつ充実した支援を行うこと。また、新たな担い手となる就農希望者が、安心して参入できる研修体制の確立や効果的な対策に取り組むこと。

(2) 高品質農畜産物による安定経営の実現

担い手を確保するためには、安定した生産収益の維持が不可欠であることから、高付加価値型の農畜産物の生産を目指し、クリーン・エコ農法や厳格な生産・品質管理による芽室ブランドの確立を図り、収益の高い多様な経営展開の実現に向けて取り組むこと。

(3) 担い手への農地集積と生産基盤整備の促進

規模拡大による生産コストの削減や作業効率の向上等、農地の面的集積及び基盤整備対策を一層充実し、各種制度の積極的な活用等、経営の安定化に向けた強化策を講じること。

(4) 農業振興センター等の支援と情報提供

若い感性で新しい経営に取り組む担い手に対し、新技術や多様化する販売方法等の情報を提供し、その実現に向けた支援策を講じること。

2 地域農業の保守

(1) 多様な経営形態が存在し補完し合える関係の維持

農村社会と生産活動を維持し、農村環境を保全するためには、地域住民と農業者が一丸となって取り組むことが不可欠であり、そのためには、それぞれの役割を再認識するとともに、地域の特性を生かした多様な経

営形態が存在する共助・共生を目指す対策を講じること。

(2) 離農者への対策と跡地への就農促進

高齢化に伴い経営者の離農が増加していくなか、離農者の有する優れた知識と技術を、地域において活用するための方策を講じるとともに、戸別所得補償制度の農地集積協力金について、制度の適正な活用を図ること。

また、遊休地や耕作放棄地の発生防止に向けた担い手への経営継承を適切に推進するための支援を行うこと。

(3) 食品加工に関する事業の推進

地域農業の振興のため、地場農畜産物の付加価値化に重点を置き、それに向けた優良な商品開発企業や販売業者との連携を図る等、農商工連携による事業展開を推進すること。

(4) 農業生産基盤の整備

農業の排水対策について、近年、異常気象が頻繁に発生する中、大規模な土地利用型農業を展開している芽室町において安定的な生産を確保するためにも排水対策が重要となっております。

そのことから暗渠排水や老朽化した用排水施設の適切な保全・整備を行う予算の確保を図ること。

(5) 有害鳥獣対策について

有害鳥獣の駆除については、猟友会の協力のもとに行われていますが依然として熊、鹿、キツネ、アライグマ、カラス等による農作物への食害による被害が拡大傾向にあります。

また、被害が深刻化、広域化している状況にあるので、総合的な駆除対策及び被害防止策の検討、近隣の市町村との連携強化で広域的な駆除対策を講じること。

(6) 農業振興地域整備計画の見直しについて

地域農業の振興と優良農地の確保のため、農業振興地域整備計画が立てられていますが、農地の転用手続きにおける用途変更、除外手続きの事務処理期間の短縮による、より迅速な対応について検討すること。

(7) 農業委員会体制の強化について

農地法等が改正され、農業委員会が担う役割が拡大され、現場で制度を担う農業委員会の活動が重要となり、国会においても農業委員会に対し必要な支援及び体制整備について付帯決議されていることから、以下の支援をお願いします。

農業委員会の円滑な運営を図るため、研修機会の確保・充実等、農業委員への支援をすること。

農地法等の改正により、事務処理に対する処分等高度な判断を求められるとともに、事務量も増加していることから、これらが適正かつ円滑に運営されるよう、農地制度・実務に精通した職員の配置・確保等事務体制を強化すること。

3 都市と農村の共生

(1) 食育政策への対応

食の問題や農畜産物への理解を深めるためには、幼少期からの家庭や学校での食に対する正しい認識が重要であることから、学校給食を通じて身近な地場農畜産物の使用割合の増加、冬期間における地場農畜産物の活用等具体的な取り組みを行うこと。

(2) 消費者に対する情報活動への取組

地場農畜産物の販路拡大に向け、消費者へ積極的にPR活動するとともに、消費者ニーズを把握し、生産現場に反映する取り組みを推進すること。